

## □ 主な町税と減免対象

税 目	納税義務者	減免対象
町 民 税 都 民 税	その年の 1 月 1 日現在、町内に住所または事業所などがある人に対して、前年の 1 月から 12 月までの所得によって課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 所得が皆無となり生活が著しく困難になった場合
固定資産税	その年の 1 月 1 日現在の土地、家屋、償却資産の所有者に対して、固定資産評価額に基づき課税されます。	① 生活保護法による生活扶助を受ける場合 ② 災害などにより固定資産の価値が著しく減じた場合
軽自動車税 (種別割)	その年の 4 月 1 日現在の軽自動車（バイクを含む）の所有者に対して、課税されます。	下記障害者本人または生計を同じくする方が所有する軽自動車で、もっぱらその障害者のために使用するもの。 ① 身体障害者手帳 ※等級等により異なる ② 愛の手帳 1～3 度 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級と同程度

## □ 町税の申告と納期のご案内

月 別	町 税	
4 月	固定資産縦覧帳簿の縦覧（4 月 1 日から固定資産税の最初の納期限の日まで）	
5 月	軽自動車税（種別割）、固定資産税（第 1 期）	
6 月	町民税・都民税（第 1 期）	
7 月	固定資産税（第 2 期）	国民健康保険税（第 1 期）
8 月	町民税・都民税（第 2 期）	国民健康保険税（第 2 期）
9 月		国民健康保険税（第 3 期）
10 月	町民税・都民税（第 3 期）	国民健康保険税（第 4 期）
11 月	固定資産税（第 3 期）	国民健康保険税（第 5 期）
12 月		国民健康保険税（第 6 期）
1 月	町民税・都民税（第 4 期）、償却資産の申告	国民健康保険税（第 7 期）
2 月	固定資産税（第 4 期） 町民税・都民税の申告（16 日から）	国民健康保険税（第 8 期）
3 月	町民税・都民税の申告（15 日まで）	
毎 月	町民税・都民税 特別徴収分（6 月から翌年の 5 月まで、徴収月の翌月 10 日） 町たばこ税（申告納付）、鉱産税（申告納付）、入湯税（申告納付）	
随 時	法人町民税（一般的な納期限は、事業年度の末日から 2 か月後）	